

## 山都町内における新型コロナウイルス感染症に関する児童生徒等への対応について

令和2年2月25日現在

山都町教育委員会では感染防止の観点から学校における児童生徒等への対応について、下記のとおり定めました。

### 1 出席停止の基準

- ・児童生徒に風邪の症状や37.5度以上の発熱、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）の症状が一つでも見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。なお、この場合の出席の取扱いは出席停止とする。
- ・児童生徒の同居者に新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、当該児童生徒は出席停止とし、保健所への相談を促す。
- ・上記以外にあって、児童生徒の症状が軽度であっても、保護者が出席させることに不安を感じた場合は、当該児童生徒は出席停止とする。

### 2 出席停止の期間

- ・出席停止の期間は、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでとする。

### 3 臨時休業の基準

- ・児童生徒及び学校職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、当該児童生徒及び学校職員が在籍する学校は臨時休業（休校）とする。

### 4 臨時休業の期間

- ・臨時休業（休校）期間は、当該児童生徒及び学校職員が、最後に登校した日から2週間程度とする。

※なお、出席停止の基準及び期間、臨時休業の基準及び期間については、今後の感染拡大の状況や医学的見地の情報で変更する場合がある。

### 5 相談窓口

次のいずれかの症状がある方は、御船保健所（電話096-282-0016）にご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている。（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。